

6 生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事案の推移

(新聞報道等による件数)

15年度	5件	現業員の生活保護費着服、返還金の放置紛失等
16年度	5件	現業員の生活保護費横領、着服、放置等
17年度	10件	現業員の生活保護費詐取、着服、架空のシステム導入による詐欺事件等
18年度	20件	現業員の生活保護費着服、詐欺、セクハラ等

<事例1>

概要：現業員が生活保護受給者の銀行通帳と印鑑を預かり、保護費を314万円着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①被保護者に現業員が金銭管理をしない旨の周知徹底を図る
②被保護者が金銭管理能力に欠ける場合には、金銭管理を扶養義務者に依頼、又は「地域福祉権利擁護事業」の活用を図る
③査察指導員等による事務処理点検の指針を定める

<事例2>

概要：転出等により廃止すべきケースを廃止せず、許可無く操作した電算システムにより不正に支出した保護費を、被保護者の印鑑を用意するなどして本人になりすまし受領し、計13世帯分740万円の保護費を着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①口座振替の推進
②査察指導員による世帯状況の把握の徹底
③システム不正操作防止のためのシステム改修
④現業員の訪問調査活動の、ケース記録への記載徹底

2 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成16年度、17年度)

(1)指導監査の実施状況

年 度		16'	17'
施 設 数		240 か所	241 か所
実 施 施 設 数	厚 労 省 分	25	30
	都道府県・指定 都市・中核市分	182	180

(2)保護施設に対する文書指摘事項

(ア)概 要

年 度	平成16年度	平成17年度
指導監査実施施設数	207か所	210か所
文 書 指 摘 総 数	189件	137件
a 入所者処遇	65	31
b 職 員 処 遇	17	17
c 運 営 管 理	107	89

(イ) 詳細

指 摘 事 例	平成16年度		平成17年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a. 入所者処遇	65	31.4	31	14.8
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	16	7.7	5	2.4
①入所者の個別処遇の策定が不十分	13	6.3	5	2.4
②処遇に関する記録が不十分	3	1.4	—	—
2 給食の取扱いが不適切	15	7.2	5	2.4
①検査及び保存食の実施等が不十分	5	2.4	2	1.0
②調理職員等の検便の実施が不十分	2	1.0	1	0.5
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	1	0.5	1	0.5
④栄養量の確保、給食内容が不十分	7	3.4	1	0.5
3 授産事業の実施内容が不適切	1	0.5	4	1.9
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	12	5.8	9	4.3
5 入所者の健康管理が不十分	1	0.5	2	1.0
6 遺留金品の取扱いが不適切	—	—	—	—
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	1	0.5	1	0.5
8 入所者に対するクラブ活動が低調	—	—	—	—
9 入所者に対するリハビリが低調	—	—	—	—
10 入浴の実施が不十分	—	—	—	—
11 夜間における介護体制が不十分	—	—	—	—
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	—	—	—	—
13 苦情解決に対する取り組みが不十分	6	2.9	2	1.0
14 その他	13	6.3	3	1.4
b. 職員処遇	17	8.2	17	8.1
1 給与規程が不備又は実態と乖離	8	3.9	4	1.9
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	—	—	2	1.0
3 勤務体制の整備が不十分	5	2.4	3	1.4
4 職員の健康診断が不十分	3	1.4	5	2.4
5 研修会等への参加が低調	—	—	—	—
6 職員の定着化対策が不十分	—	—	—	—
7 職員に対する福利厚生が不十分	1	0.5	—	—
8 その他	—	—	3	1.4
c. 運営管理	107	51.7	89	42.4
1 会計事務処理が不適正	21	10.1	20	9.5
①会計事務処理が不適正	19	9.2	17	8.1
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	—	—	1	0.5
③措置費対象外経費の支出	—	—	—	—
④予算の執行が不適切	2	1.0	2	1.0
⑤発注、支払が未決裁	—	—	—	—
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	15	7.2	12	5.7
3 災害事故防止対策が不十分	12	5.8	15	7.1
4 契約の取扱いが不適切	10	4.8	4	1.9
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	5	2.4	3	1.4
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	5	2.4	1	0.5
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	3	1.4	3	1.4
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	3	1.4	4	1.9
①借入金・繰入金等の処理が不適切	—	—	1	0.5
②繰入金の管理・執行が不適切	2	1.0	1	0.5
③引当金の経理が不適切	1	0.5	2	1.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	3	1.4	2	1.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	1	0.5	—	—
②会計責任者への辞令が未交付	2	1.0	2	1.0
8 施設設備の整備が不十分	8	3.9	4	1.9
①施設設備の整備が不十分	7	3.4	4	1.9
②施設設備の使用目的が不適切	1	0.5	—	—
9 経理規程が不備又は実態と乖離	1	0.5	2	1.0
10 施設長の兼務及び無資格	3	1.4	—	—
11 職員給食費の徴収が不適切	1	0.5	—	—
12 直接処遇職員が未充足	4	1.9	5	2.4
13 施設長の施設運営管理が不十分	1	0.5	—	—
14 栄養士が未充足	1	0.5	1	0.5
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	3	1.4	—	—
16 感染症等の防止対策が不十分	3	1.4	5	2.4
17 その他	15	7.2	12	5.7
指 摘 総 数	189		137	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$

- 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

【 新 旧 対 照 表 】

改 正 (案)	現 行
<p style="text-align: right;">雇 児 発 第 4 8 7 号 社 援 発 第 1 2 7 4 号 老 発 第 2 7 3 号 平 成 1 3 年 7 月 2 3 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人（以下「法人という。」）の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われて</p>	<p style="text-align: right;">雇 児 発 第 4 8 7 号 社 援 発 第 1 2 7 4 号 老 発 第 2 7 3 号 平 成 1 3 年 7 月 2 3 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われてきたところであります</p>

きたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、法人の指導監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、法人の適正な運営を確保する観点から本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただくようお願いいたします。

なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくよう併せてお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1 指導監査の目的

法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導監査事項について指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものであること。

2 指導監査の実施等

- (1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、別添の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

なお、実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前回の指導監査の結果等を勘案してその効果的実施について十分留意す

が、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、法人監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、社会福祉法人の適正な運営を確保する観点から本要綱に基づき適切に監査を行っていただくようお願いいたします。

なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくよう併せてお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものであること。

2 指導監査の実施等

- (1) 法人監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、別添の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

なお、実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案してその効果的実施について十分留意

ること。

- (2) 法人運営と施設又は事業（以下「施設等」という。）の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査は、施設等の指導監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人の指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。
- (3) 指導監査は、一般監査と特別監査とする。一般監査については、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を2年に1回とすること。
ア 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。
イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。
- (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。
ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。
（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるもの）
イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。
（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われて

すること。

- (2) 法人運営と施設又は事業（以下「施設等」という。）の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人監査は、施設等監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導を担当する指定都市・中核市と法人指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。
- (3) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、一般監査については、特に運営に問題が認められない法人については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年においては書面による監査を行うこと。なお、法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づく所轄庁の判断として、特に運営に問題が認められないときは、当該外部監査を少なくとも2年に1回行うこととされている実地監査とみなして差し支えないこと。ただし、その場合であっても、当該取扱いが続けて行われることのないようにすべきであること。

いる)

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

- (5) 法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、(3)及び(4)の取扱いによらず随時指導監査を実施すること。
- (6) 新たに設立され、施設整備中の法人に対しても、施設整備担当部局と十分な連携の上、指導監査を実施すること。
この場合、(3)及び(4)にかかわらず、施設が開設された年度に一般監査を実施すること。
- (7) 特別監査については実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。
指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施すること。
- (8) 指導監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導すること。また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。
- (9) (8)の指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずること。
- (10) さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施すること。
- (11) 指導監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。

- (4) 新たに設立され、施設整備中の社会福祉法人に対しても、施設整備担当部局と十分な連携の上、指導監査を実施すること。
この場合、(3)にかかわらず、施設が開設された年度に実地監査を実施すること。
- (5) 特別監査については、運営等に問題を有する法人を主な対象として随時実施することとし、新たに設立された法人及び前回の指導監査によって問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、一般監査にとどまらず、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。
- (6) 監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導すること。また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。
- (7) (6)の指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずること。
- (8) さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施すること。
- (9) 監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。

3 他機関等との連携
削 除

- (1) 法人が複数の都道府県市に施設等を経営している場合については、施設等の指導監査を実施した都道府県知事等は、当該法人が経営する他の施設等について関係する都道府県市及び厚生労働省（地方厚生局を含む。）に対し、指導監査結果の情報提供に努めること。
- (2) 衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある施設を経営する法人の指導監査に当たっては、当該部局等との連携を図る体制を整えて実施するとともに、指導監査内容について必要な情報の交換に努めること。
- 4 指導監査結果の報告
都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の指導監査結果については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室に報告すること。

3 他機関等との連携

- (1) 新たに設立され、施設整備中の社会福祉法人に対しても施設整備担当部局との十分な連携の上、指導監査を実施すること。
- (2) 社会福祉法人が複数の都道府県市に施設等を経営している場合については、施設等の指導監査を実施した都道府県知事等は、当該法人が経営する他の施設等について関係する都道府県市及び厚生労働省（地方厚生局を含む。）に対し、監査結果の情報提供に努めること。
- (3) 衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある施設を経営する社会福祉法人の監査に当たっては、当該部局等との連携を図る体制を整えて実施するとともに、監査内容について必要な情報の交換に努めること。
- 4 指導監査結果の報告
都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の指導監査結果については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室に報告すること。

新 旧 対 照 表

改正（案）				現 行			
〔別 添〕 社会福祉法人指導監査要綱				〔別 添〕 社会福祉法人指導監査要綱			
項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠	項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
1 組織運営				1 組織運営			
1 定 款	1 定款準則に準拠していること。 2 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。		定款準則 法第43条 施行規則第3条	1 定 款	1 定款準則に準拠していること。 2 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。		定款準則 法第43条 施行規則第3条
2 役 員 (1)定数・ 現員	1 欠員が生じていないこと。 <u>削 除</u>	法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われることが望ましいこと。 <u>削 除</u>	法第37条 審査基準第3-6-(2)	2 役 員 (1)定数・ 現員	1 欠員が生じていないこと。 2 <u>役員名簿が整備されていること。</u> 法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われることが望ましいこと。 <u>役員名簿記載事項は次のとおり。</u> ① 役職名 ② 氏 名 ③ 生年月日（年齢） ④ 住 所 ⑤ 職 業 ⑥ 現就任年月日・任期 ⑦ 代表権の有無		法第37条 審査基準第3-6-(2)
(2)選任・ 任期	1 役員の選任手続が、定款の定めに従い行われていること。 <u>削 除</u>	選任関係書類は、次のとおり。 ① 理事会議事録（評議員会議事録） ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ④ 委嘱状	法第36条 定款準則第7条	(2)選任・ 任期	1 役員の選任手続が、定款の定めに従い行われていること。 2 <u>選任関係書類が整備されていること。</u> 選任関係書類は、次のとおり。 ① 理事会議事録（評議員会議事録） ② 就任承諾書 ③ 履歴書		法第36条 定款準則第7条

(3) 適格性

- 3 役員の任期が明確になっていること。
なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。
刑 除
- 4 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当なこと。
- 1 欠格事由を有する者が選任されていないこと。
- 2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。
ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。
- 3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。
- 4 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例

- 欠格事由は次のとおり。
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

法第36条第2項
審査基準第3-6-(3)
定款準則第6条

審査基準第3-4-(3)
定款準則第7条備考

法第36条第4項

審査基準第3-1-(1)

審査基準第3-1-(2)

審査基準第3-1-(3)

(3) 適格性

- 3 役員の任期が明確になっていること。
なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。
- 4 任期満了後、役員を選任(再任)手続が遅滞していないこと。
- 5 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当なこと。
- 1 欠格事由を有する者が選任されていないこと。
- 2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。
ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。
- 3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。
- 4 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例

④ 委嘱状

- 欠格事由は次のとおり。
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

法第36条第2項
審査基準第3-6-(3)
定款準則第6条

審査基準第3-4-(3)
定款準則第7条備考

法第36条第4項

審査基準第3-1-(1)

審査基準第3-1-(2)

審査基準第3-1-(3)